

令和6年度 第1回銚子市介護保険事業等運営協議会 議事録

日 時 令和6年6月13日(木) 午後2時30分から3時45分

場 所 庁議室

出席委員(委員総数17名中16名出席)

実川委員、高橋(玲)委員、泉委員、浪川委員、兒玉委員、田代委員、高橋(宏)委員、  
金塚委員、宇佐美委員、伊藤委員、小澤委員、宮澤委員、青柳委員、文平委員、菅谷委員、  
鈴木(真)委員、

(欠席委員:鈴木(一)委員)

出席職員

小保方課長、八角補佐、林補佐

菱木主査、加瀬主査、竹山主事

江波戸主査、鈴木主査、木藤主任保健師、武藤主査、飯塚主任保健師

加藤東部地域包括支援センター長、岩瀬中央地域包括支援センター長、峯岸西部地域包括支援  
センター長

【交代委員紹介】

千葉県海匠健康福祉センター推薦委員の交代を報告

【報告事項】

令和6年度 銚子市介護保険事業等運営協議会実施計画(案)について 資料1

【議事】

- (1) 令和5年度 銚子市基幹型地域包括支援センター事業計画及び地域包括ケアシステム推進計画の  
年度末評価について 資料2
- (2) 令和6年度 銚子市基幹型地域包括支援センター事業計画及び地域包括ケアシステム推進計画(案)  
について 資料3
- (3) 地域密着型サービス事業所等の指定更新(報告)について 資料4
- (4) その他

【要旨】

- (1) 令和5年度 銚子市基幹型地域包括支援センター事業計画及び地域包括ケアシステム推進計画の  
年度末評価について 資料2

質疑・意見	事務局回答など
(兒玉会長) 1 (在宅生活の支援) ①-3 BCP災害時避難行動 要支援者の避難支援者2名はどの年代が多いのか。	基本、町内会単位なのでどの年代が多いかは把握し ていないが、中年から高齢者まで登録されている。 ケアマネジャーが事前に調査訪問をしており、災害 時に要支援者に必要な支援について調査している。

	<p>また、移動支援が必要な方などには高齢者を支援者としていない。避難の判断を迷う方もいると聞いていることから、声掛けなどが出来る年代の方をお願いしている。</p>
<p>(児玉会長)</p> <p>2〈一般高齢者の介護予防の推進〉①-3プラチナ体操について内容を伺いたい。各地域包括とも同じような内容か。</p> <p>プラチナ体操に参加した方から、認知症予防の指先の体操しかしてくれない。もっと、体を動かしたいがどこに相談したらよいのかと聞かれた。</p>	<p>西部はプラチナ体操と地区によっては、その方の体力にあわせてプラチナ体操プラスや西部独自の認知機能の体操を行っている。</p> <p>中央は基本、プラチナ体操と数グループはプラチナ体操プラス、脳トレなどのCDを配布している。その他、グループで独自に早口言葉などを行っている。</p> <p>東部も基本はプラチナ体操を行い、プラチナ体操プラスを行っている団体や、体操を追加している団体もある。</p> <p>あくまでも自主組織であり、自分達で予防する目的にあわせて、運営自体は団体にまかせている。</p>
<p>(高橋副会長)</p> <p>1〈介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)・介護予防支援事業業務〉②-1年度末評価欄の公平かつ中立性を確保した上で適切に行うことが出来たとあるが、その判断根拠を伺いたい。</p>	<p>新規の委託について、基幹型へ毎月、委託先の居宅介護支援事業所の報告がある。一つの事業所へ偏ることはなく、公平に出来ていると判断した。</p>

(2) 令和6年度 銚子市基幹型地域包括支援センター事業計画及び地域包括ケアシステム推進計画(案)について 資料3

質疑・意見	事務局回答など
<p>(伊藤委員)</p> <p>2〈生活支援体制整備事業〉②-3第2層生活支援コーディネーターが東部と中央に新たに配置されるとあり、地区組織との関係の構築とあるが、協議体を設置していくのか。</p> <p>目標としては、協議体設置を目指していくのか。</p>	<p>今年度は協議体を設置する前に地区に出向いて、地区の意見や困りごとなどを情報収集している。民生委員の定例会や小規模多機能の運営推進会議、プラチナ体操の参加者に意見を聞き、今後、地区に必要なものを考えていく。</p> <p>協議体の設置について、生活支援体制整備事業が設立された当初は生活支援コーディネーターと協議体は対で必須であったが、国の動向が変わり、地域の実情に応じて協議体の設置をするとなった。西部地域には「西部ふれあい会」が設置されているが、東部と中央の圏域にはどのような形にするのか、設置するとして、大規模にするのか流動的にするのか、設置しないも含めて今年度は検討の年となる。</p>

<p>(伊藤委員)</p> <p>3&lt;認知症施策の推進&gt;4「どこシル伝言板」の周知啓発に努めるとあり、1&lt;在宅生活の支援&gt;1-①見守り協定事業者に対し、説明会を開催するとある。</p> <p>市民への周知は広報でのPRだと思うが、地域の福祉団体などに説明会を実施するのか。</p>	<p>民生委員に対しての研修会を今年度、予定している。</p>
<p>(兒玉会長)</p> <p>基幹型地域包括支援センターと各地域包括支援センターの連携は滞っていないという理解でよろしいか。</p>	<p>各地域包括支援センターが対応した案件などは随時、報告があり連携している。</p>
<p>(兒玉会長)</p> <p>1&lt;在宅医療・介護連携の推進&gt;2エンディングノートの配布は基幹型地域包括支援センターのみか。</p> <p>国は在宅医療を推進していて、エンディングノートもその一環である。終わりが全てのノートではなく自分達の生活の質を最期どのように高めるかを考えることに役にたっている。エンディングノートを作成するなかで病院や施設に入所しなくてもいいという考え方の余裕も出来る。</p> <p>銚子の医師も高齢化し平均年齢は71.4歳となり、救急などにどこまで対応出来るかが課題である。</p> <p>7/20(土)日本在宅医療連合学会(幕張メッセ)において千葉県代表として、銚子地区の在宅医療の講演をする。</p>	<p>各地域包括支援センターでも配布している。</p>
<p>(高橋副会長)</p> <p>1&lt;在宅医療・介護連携の推進&gt;3SNSを活用した情報連携ツールを検討とあるが具体的にどのようなものか。</p>	<p>介護から医療への連携の際に、多忙な医師との連絡や地域ケア会議の日程調整などがケアマネジャーの業務量として負担になっている。</p> <p>改善するひとつの手法としてSNSを活用した連絡ツールが運用されていて、厚生労働省のセキュリティ対応もしている。</p> <p>しかし、実際に使用するとなると個人情報の保護など使い手側の運用の適正化が課題となる。</p> <p>便利なツールを上手に活用することで、連絡、相談が円滑に行える体制を確保していきたい。</p>

(3) 地域密着型サービス事業所等の指定更新(報告)について 資料4

## 【その他】

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れについて、令和6年4月1日に施行された介護保険法の一部改正により、市から指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施できるとされている。居宅介護支援事業者が実施する介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合に利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業者の対象者となりますが、この際、利用者が引き続き居宅介護支援事業者による援助を受けようとする事務手続きについて、「あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。」ことから、運用について説明した。

次回開催を8月29日（木）として報告し、会議終了とした。